

<ドーピング検査シャペロン業務について>

シャペロン業務とは

1. シャペロン業務

- ① 選手への通告（試合終了後に選手にドーピング検査の対象となった旨を伝える）
- ② ドーピング検査室への誘導および看視、付き添い業務
- ③ その他、ドーピング検査の運営に関する補助業務（ドーピング検査室への入室管理など）

2. シャペロン資格要件

- ① 18歳以上であること
- ② 長距離歩行が可能で健康な方※長時間にわたる選手への付き添いも想定されるため。
- ③ 対象選手（チーム）との間に個人的な利害関係がない方
(※シャペロンとしてご対応いただく日には他業務との兼任はご遠慮ください。)

3. 競技会当日

ドーピング検査室に集合後、シャペロン業務内容の具体的な説明を聞き、当日のスケジュールを確認します。その後、ドーピング検査員の指示に従って、対象選手や通告場所、通告のタイミングを確認し、競技が終了するまで所定の場所で待機します。試合あるいは競技会終了後に対象選手への通告を行い、対象選手の検査が終了するまでシャペロンとしての対応が求められます。

【持ち物】

- ・ ボールペン、腕時計（正確に時間がわかるもの）、携帯電話（必要に応じてご自身の飲料水や食事）

【服装】

- ・ 動きやすく、選手への不快感を与えない服装であれば、特段指定はございません。（競技により別途指定有）
(※例：男性はスラックスやチノパン、女性はパンツスタイル等※いずれも華美でないもの)
- ・ 必ず歩きやすい靴でお越しください。（サンダル、ヒール、ブーツは不可）
(※競技会場が室内の場合は、室内履きを念のためご用意いただくことをお勧めします。)

【留意事項】

- ・ ドーピング検査情報の漏えいが発覚した時点で公平性を保つことが難しくなり、場合によっては即刻中止せざるを得ない事態に発展する可能性もございますので、くれぐれも情報の取り扱いについてはご注意ください。
(※事前・事後問わず、Facebookやtwitter・個人ブログなど、一切の記載をお断りいたします。)

4. その他

シャペロンの方には、現地にて謝金5,000円のお支払いが可能です。
(※交通費込み / 現金支払いのみ)

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構【JADA】

〒112-0002 東京都文京区小石川1-12-14 日本生命小石川ビル4階

シャペロンの業務

(赤枠の部分です)



図 IV-G-2 ドーピング検査手順